

しょうがいしゃそうごうしえんほう しょうがいふくし
7 障害者総合支援法にもとづく障害福祉サービスについて

ほうもんけい
(1) 訪問系サービス【在宅で受けられるサービス】

サービス名	内 容
きょたくかいご 居宅介護 (ホームヘルプ)	じたく にゆうよく はい しよくじなど かいじょ う 自宅で入浴や排せつ、食事等の介助を受けられます。
どうこうえんご 同行援護	しかくしょう いどう いちじる こんなん ゆう しょう しゃなど 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に ついて、外出時において、当該障がい者等と同行し、移動に ひつよう じょうほう ていきよう いどう えんご た がいしゅつ 必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の外出す る際の必要な援助を受けられます。
じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	じたく にゆうよく はい しよくじなど かいじょ がいしゅつじ いどう ほじょ 自宅で入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動の補助な どを受けられます。(重度の障がいがあり常に介護が必要なか たが対象)
こうどうえんご 行動援護	こうどう ひつよう かいじょ がいしゅつじ いどう ほじょ う 行動するとき必要な介助や、外出時の移動の補助などが受けら れます。(知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に かいご ひつよう たいしゅう 介護が必要なかたが対象)
たんきにゆうしょ 短期入所 (ショートステイ)	いえ かいじょ おこな ひと びょうき ばあい たんきかん しせつ にゆうしょ 家で介助を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所 できます。
じゅうどしょうがいしゃとう 重度障害者等 ほうかつしえん 包括支援	つね かいご ひつよう かいご ひつよう ていど ひじょう たか 常に介護が必要なかたのなかでも介護が必要な程度が非常に高 いと認められたかたは、居宅介護などの障がい福祉サービスを みと きょたくかいご しょう ふくし 包括的に受けられます。
しゅうろうていちゃくしえん 就労定着支援	じりつくねん しゅうろういこう しえん また しゅうろうけいぞくしえん りよう いっほん 自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般 しゅうろう あと かんきょう へんか せいかつめん う 就労した後、環境の変化による生活面のサポートが受けられ ます。
じりつせいかつえんじょ 自立生活援助	しせつ などひとりぐ いこう きぼう 施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望するか たに、地域生活を支援する定期的な巡回訪問が受けられます。
ほうもんにゆうよくじぎょう 訪問入浴事業	じたく よくそう ほこ い かたち にゆうよくかいじょ う 自宅に浴槽などを運び入れた形での入浴介助が受けられます。 (ね たきりのかたなどが対象)
がいしゅつかいごしえんいん 外出介護支援員 はけんじぎょう 派遣事業	じりつせいかつ しゃかいさんか がいしゅつじ いどう しえん う 自立生活や社会参加のための、外出時の移動の支援が受けられ ます。
につちゅういちじしえんじぎょう 日中一時支援事業	いえ かいじょ おこな ひと いちじてき きゅうそくなど かくほ しせつなど 家で介助を行う人の一時的な休息等を確保するため、施設等 につちゅういちじてき みまも など しえん う で、日中一時的に見守り等の支援を受けられます。

(2) ^{にっちゅうかつどうけい}日中活動系サービス【^{しせつなど にっちゅう かつどう おこな}施設等で日中の活動を行うもの】

サービス名	内 容
療養介護	医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話を受けられます。(医療の必要な障がい者で常に介護が必要なかたが対象)
生活介護	施設で入浴や排せつ、食事の介護や、創作的活動等の機会が受けられます。(常に介護が必要なかたが対象)
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練が受けられます。
就労移行支援	一定の期間、生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を受けられます。(就労を希望するかたが対象)
就労継続支援	就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を受けられます。(通常の事業所で働くことが困難なかたが対象)
地域活動支援 センター	創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、さまざまな活動の機会が提供されます。

(3) ^{きょじゅうけい}居住系サービス【^{す ば}住まいの場としてのサービス】

サービス名	内 容
施設入所支援	施設に入所し、入浴や排せつ、食事の介護などを受けられます。
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営み、住居における相談や日常生活上の援助を受けられます。

(4) **相談支援系サービス【相談支援専門員が生活等に関する相談に乗るもの】**

サービス名	内 容
<p>計画相談支援</p>	<p>障がいをお持ちのかたの自立した生活を支え、生活課題の解決や適切なサービス利用に向けたサービス等利用計画を作成し、定期的に計画を見直すことで、継続した支援を行います。</p>
<p>地域移行支援</p>	<p>精神科病院や障害者支援施設などに入院、入所しているかたについて、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。</p>
<p>地域定着支援</p>	<p>居宅において単身等で生活するかたについて、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態などに関する相談その他必要な支援を行います。</p>

対象者等	申請先
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がいをお持ちのかた（身体障害者手帳をお持ちのかた等） ・知的障がいをお持ちのかた（療育手帳をお持ちのかた等） ・精神障がいをお持ちのかた（精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた、自立支援医療（精神通院）を受給されているかた等） ・難病等を抱えているかた（対象となる疾病に範囲があります。） ・障がいをお持ちのお子さん（各種障がい者手帳をお持ちのかた） <p>または、療育を希望されるお子さん</p> <p>上記に該当されるかたであっても、65歳以上のかた又は40歳以上65歳未満で要支援・要介護認定区分が決定されているかたは、介護保険制度を優先したサービスの決定となります。</p> <p>サービスの種類によって対象者・手続きが異なりますので、詳しくはご相談ください。</p>	<p>福祉係</p>